

平成 29 年 10 月 13 日

浦安市 市長 内田 悦嗣殿

格子状地中壁工法に係る不同意通知書

市長就任以来、内田市長の精力的な改革の取り組みに期待しております。

平成 29 年 1 月 4 日、松崎前市長宛「弁天 2 丁目地区市街地液状化対策工事について、同意書の取り下げのお願い」を提出しました弁天 2 丁目 [REDACTED] の [REDACTED] と申します。文書はお願いとなっておりますが、本来の趣旨は、格子状地中壁工法に反対であり、取り下げ通知書のつもりで提出しております。

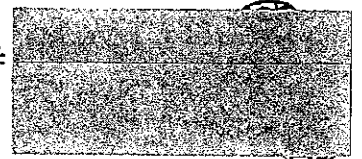
格子状工法のメリット、デメリットにつき、詳細な説明が無いままに提出した平成 27 年 9 月年提出の同意書は同意要件を欠き無効です。

改めて、不同意であることを通知します。以下、その理由です。

1. 市街地液状化対策の本来の目的は、上下水道の確保というインフラ対策であり、一部だけ格子状地中壁を施工してもインフラ対策になりません。
2. 市の説明は二転三転し、平成 29 年 2 月 1 日付き回答書も納得できません。また、平成 29 年 2 月 1 日、松崎市長からの回答では個人負担金免除を匂わす記述がありましたが、わが家のみ免除では世間様に申し訳が立ちません。
3. 宅地に格子状地中壁が施行されると事実上の建築制限となり資産価値が大きく損なわれます。建築制限にならないとの市の回答に納得していません。
4. 一部の方を除き、多くの方は自分だけ反対しても迷惑をかけるからとの消極的同意に過ぎません。同意書提出後 2 年が過ぎ、その後、多くの地区で格子状工法を断念したことを知り、また、舞浜 3 丁目で技術的問題が発生し、工事中断の報を聞き、反対に回られる方も出てきています。

浦安市弁天 2 丁目 27 番
浦安市弁天 2 丁目 26 番

賛同者氏名



平成29年10月13日

浦安市長 内田 悦嗣様

浦安市弁天2

格子状地中壁工法同意取り下げの通知の件

私は、平成29年1月4日付書面にて、前市長松崎秀樹氏宛てに弁天2丁目地区市街地液状化対策工事について、同意書の取り下げのお願いとして4項目について反対の意向をお伝えして来ました。

結果、平成29年2月1日付 浦都復第432号の書面にて回答を頂きましたが納得の出来るものではありませんでした。

松崎前市長に同意書の取り下げのお願いとして提出しておりますが、当方の趣旨は、同意書撤回通知の趣旨です、誤解があるといけませんので、改めて内田市長宛に格子状地中壁工法同意取り下げ通知書を提出します。

其の一 何故、45戸で工事を決行するのかについて

平成25年9月開催の個別勉強会から45宅地での事業の検討を進めてきた、平成27年7月25日に開催した25～31街区98戸の説明会の際にも45戸の同意がまとまれば45戸で工事を実施していく考えを説明したとの回答には納得できません、そもそも、勉強会とは何ですか、45宅地の住人と考えられますがどうゆう経緯で何名で構成されていたのですか住民から委託を受けた組織だったのですか。

平成27年10月27日付 浦都復第183号 前松崎市長名での通知で、一方的に25～27街区において工事に着工することにしたものであり、7月25日の説明会で住民の了解が得られたなどというものではありません。

道路と宅地の一体的な液状化対策工事であり、一街区だけでは道路等の公共施設との液状化対策とならない、少なくとも5街区100戸とする事が基本方針であるとの説明を受けていました、故に平成27年7月に25～31街区の98戸に対して説明会と資料配布があり資料の中に同意書と返信封筒が含まれていた事から98戸の工事に対する同意書と認識していました。同意書の提出期限は8月7日でしたが同意する意思が無いので放置していましたが、9月10日に街区窓口と称する5名の連名で同意書の未提出は2世帯であると市役所から連絡があったとの文書が我が家のポストに投函され、妻より近所付き合いも考えて提出して欲しいとの依頼で9月18日に市役所に出向いて提出した、

同意書の提出期限 8 月 7 日に未提出があれば、それは同意が得られなかったと判断すべき
と思えるが市役所は 100% の獲得まで期日は無期限と考えていたのだろうか。

7 月 25 日に配布された説明会資料の 17 ページには、すべての宅地所有者の同意が
得られた場合＝事業実施 同意が得られなかった場合＝事業計画に対する同意の再確認
＝同意書の再提出と記載されている。

25～31 街区 98 戸の同意書が得られなかったので、45 戸での実施には再同意書の
提出が必要だと思われます。

なお、付言すれば、同意書提出の際の注意事項が示されていました。それによれば
同意確認後の対応として。「事業の実施に関する同意の再確認については、別途、書面によ
り行う予定です。」と記載されていますがこれは実行されておられません。

平成 28 年 2 月 6 日開催の工事説明会で 様よりご質問いただいた、他の街区の状況
については、9 割以上の合意が得られた街区があり、工事実施の可能性について検証中で
あると回答させていただいたと記載されているが、私の知るかぎり他の街区の住人からは
市役所より本工事についての働き掛けは何も無いと伝えられている。

其の二 個人分担金に困惑しているについて

平成 27 年 7 月以降、 様の経済的なご事情等につきましてお聴きしており、市といた
しましては、条例に基づき、分担金の徴収を猶予するなどを検討することで対応したいと
考えております。

との回答を頂いておりますが、分担金の負担について我が家は大きな事情を抱えておりま
すが、他の皆様にもそれぞれの事情があると思われます、浦安市で一番の高齢者の地域で
あり、年金生活、配偶者の介護、老後の生活設計等誰もが不安を抱える時世であり余裕の
ある方は少ないと思われ、我が家のみが、支払いの猶予を受けることは出来ない。

196 万円を負担して地盤だけが強化されても、次に大きな地震に見舞われたら建物の崩
壊は避けられない、その時の為には地震保険を充実させる事が必要と思っています。

其の三 宅地内施工計画図について

平成 27 年 7 月 25 日の事業計画説明会の中で地区共通の説明として、機械配置場所や
改良体の造成箇所、施工数量等、図面の見方についてご説明させていただきました。

個々の宅地に関する質問については、全体説明会終了後に対応させていただく旨をお知ら
せしましたが質問が無かった、その後も特段のお問い合わせが無かったとの回答ですが。

7 月 25 日の説明会は弁天クラブ会館にて 25～27 街区は 10 時から 12 時までの
2 時間であり 30 世帯 40 名の参加者であった、重要な宅地内施工計画図については資料
の別冊として個別に封筒に入れて渡された、2 時間の殆んどが全体説明であり質疑応答を

記録した書面を見たが、個々の宅地に関する質疑応答がなされた記録は無い。

この部分は 個々の宅地者にとって最も重要事項であり市役所にとって最も難しい説明が要求される事項であったと思われる、そこで質疑応答の枠で対応して、質問が無かった、問い合わせも無かったと回答しているが、これこそ重要事項説明義務違反ではないですか、不合理と思われる個所がある、宅地に対する地中壁の数量に大きな差が生じています、我が家を例にすれば他の宅地に比べ圧倒的に多い、これは将来改築を考えた場合地中壁に触れる事が無い為には大きな制限を受ける事が予想される。

また売却する場合にも大きな不利益となる可能性もある。

平成29年8月6日付にて、市役所より本件工事が■■■■氏所有の土地の資産評価に与える影響についてとの書面を受領しましたが、現在大手建設会社に検証を依頼しています。

其の四 近隣住民の意向について

近隣の方々のご意向としては、工事中断以降、早急に工事を再開すべしとのご意見を多数いただいております。との回答ですが同意書を取り下げたいとの住民の意向は市役所には届いていないのですか。

私が同意書の取り下げを申し出る為に向こう三軒両隣と親しい友人に自分の意向を伝えた、その反応は前市長宛てに提出した同意書取り下げのお願いにも記載しましたが積極的に工事を望む人は見当たらなかった。

再度住民の意向をお伝えします。

- ・平成27年7月25日の説明会25～31街区98戸を対象とした同意書と認識していたもので45戸での工事を同意した訳ではなく納得できない。
- ・近所の人に声を掛けられ仕方なく提出した。
- ・宅地内施工計画書については説明を受けたとの記憶が無い。
- ・この土地に未来永劫住み続ける事は無い、売却時に評価が高まる事を期待するが不確定な事は避けたい。

さらに最近では、平成27年12月18日に工事開始が伝えられてから2年近く経過して住民の生活状況も大きく変動しました。

- ・ご主人が要介護となり分担金の負担は大きい。
- ・独居生活でしたが都内の老後施設に入居する事になった。
- ・若い夫婦で住宅ローンと子育てで大変夫婦共稼ぎで頑張っているが分担金は重い。
- ・足が悪く日常は車での生活であり車庫の移動や道路に障害物の設置には耐えられない・・・
- ・45戸以外の街区の進捗状況が全く伝わってこない。45戸で終わる事になるのか。
- ・舞浜地区の工事中断の理由等、市役所に都合が悪い情報は一切伝えられない。

・舞浜地区の工事を再開する為の調査結果が11月に発表する予定と伝えられているが、その結果を待たずに何故、今工事に踏み切ったのか。

以上が私の処に寄せられた住民の意向です。

追記

最後まで気づかない間違いは無い、冷静に見れば途中で気づく、間違いに気づいたら引き返す、その時、すでに幾ばくかの投資が為されていれば損失として諦める事である、止める事が最善の策なのに、その決断が出来ないと損失はさらに膨らむ。損して得する事もある。

私の同意書取り下げ通知に賛同して下さった方々の署名を頂きました。

浦安市弁天 2-

浦安市弁天 2-

浦安市弁天 2-

〃 弁天 2-

〃 弁天 2-

〃 弁天 2-

〃 弁天 2-

以上

浦安市升天2-

浦安市升天2-

以上